「みんなのWa」規約

第1条 (名称)

この会の名称を「みんなのWa」とする。(以下、本会)

第2条 (事務局所在地)

本会の事務局を以下に置く

所在地 東京都三鷹市下連雀 3-34-13 フォレスタ三鷹 5 階 東郷医院内フリースペース

FAX 0422-70-3051(東郷医院)

Mail info@minna-no-wa.com

第3条 (活動理念)

本会は、老いても、病んでも、最期まで『人生は素晴らしい』と感じられる世の中を、みんなで創ることを目的に次の活動を行う。

我が国の超高齢社会を、立場や世代を超えて繋がることによって芽生える「人間に対する"愛"と"癒し"」で乗り切る。

- 1. 住民同士が互いに支え合う関係作り
- 2. 誰もが参加できるイベントの開催
- 3. 人材の発掘と多様な担い手の育成
- 4. 就労、社会参加、ボランティア活動の整備
- 5. 空き家、空き地など、埋もれた資源の活用
- 6.「食」や「住」の充実化
- 7. みんなの声を集め、ニーズを整理し、政府へ提言する

第4条 (会員)

会員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 正会員(個人・団体) 活動理念に賛同する個人・団体であり、総会にて平等な表決権を持つ。
- (2) サポーター会員 活動理念に賛同する個人であり、活動に関し意見を提出する事ができる。

第5条 (入会)

- (1) 本会に入会しようとするものは、会長に届けなければならない。
- (2) 入会の可否は、下記に定める内容に則り会長が決定する。
 - ・入会に関わる事項について、偽名等の虚偽情報を提出した場合
 - ・入会申込者が本規約に反する恐れのある場合
 - ・政治的活動や公序良俗に反する内容を目的としている場合

第6条 (会費)

本会の入会金及び年会費の金額を以下のとおりとする。

年会費については、年度の途中から入会した場合も月割は行わない。

《正 会 員》 個人:入会金 1,000 円

年会費 一口 1,000円(一口以上)

団体: 入会金 5,000 円 ※団体とは法人、企業、施設、各事業所等を指します。

年会費 一口 10,000 円 (一口以上)

《サポーター会員》 入会金・年会費 無料

第7条 (退会)

- (1) 本人・団体からの申し出があった時。
- (2) 本会の趣旨とそぐわないと会長が判断した時。 ※退会にあたって、すでに納入された入会金、年会費は返還されない。

第8条 (役員)

本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (3) 会計 1名
- (4)監査 1名

第9条 (職務)

- (1) 会長は、本会を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は予め会長が指定した順序で職務を代行する。
- (3) 会計は、毎年1月1日~12月31日までを事業年度とする本会の出納事務を処理し 必要な書類を管理する。

第 10 条 (運営)

- (1) 本会は、規約に基づいて運営する。
- (2) 本会の維持・運営などに要する経費は、会費・寄付金その他の収入をもって充てる。
- (3) 重要事項については、運営会議を行い、円滑な業務遂行に努めるものとする。

第11条 (会議)

- (1)会長は適宜、役員会、例会、運営会議を招集する。
- (2)会議の議事については、議事録を作成する。
- (3) 表決権は正会員(個人・団体)がもち、その権利は平等とし、総会において過半数の同意をもって議決する。

第12条 (守秘義務)

本会の活動により知り得た情報(個人情報等)は、会長の許可なく使用できない。

第13条 (禁止事項)

本会の活動において政治的活動や勧誘活動などは行わない。

第14条 (その他)

- (1) 本規約に違反する行動によって、本会に損害を与えた場合、相当の損害賠償の請求を行う。
- (2) ボランティアを希望する正会員及びサポーター会員については、ボランティア活動を行う際の事故等を補償するため、自己負担でボランティア保険に加入する。

第15条 (規約改正)

この規約は、正会員の過半数の同意をもって改正することができる。

(附則)

- 1. 本規約は、2017年06月01日より実施する。
- 2. みんなのWa入会者は、他リーリケントライフシャパン『ゆめとりっぷ』の無料会員も同時入会とする。 内容は、「病気や障害を持った方、介護されているご家族の『夢』を叶える日本初・唯一のサービス」

以上

変更履歴

2017.02.14 第2条 所在地の変更 附則2 追加項目

2017.06.01 団体名称変更

第3条 活動理念